令和８年　第18回　福岡市選挙管理委員会

９月７日（月）　午前10時30分

議　　題

１　議案

議案第25号　直接請求に必要な選挙人の数について

２　報告事項

①　選挙人名簿登録者数について

②　在外選挙人名簿登録者数について

③　政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

④　公職選挙法等の一部改正について

⑤　日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正について

３　その他

今後の委員会開催予定日時

・令和８年９月24日（木）　午前10時30分

・令和８年10月５日（月）　午前10時30分

・令和８年10月20日（火）　午前10時30分

議案第25号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置のための選挙人の投票の実施の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による教育長又は委員の解職請求に必要な選挙人の数を、令和８年９月１日現在の選挙人名簿に基づき次のように定め、告示するもの。

令和８年９月７日

福岡市選挙管理委員会
委員長　　冨　永　計　久

１　地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第４条及び第５条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の１の数
26,643 人

２　市町村の合併の特例に関する法律第４条及び第５条に規定する選挙権を有する者の総数の６分の１の数
222,024 人

３　地方自治法第76条、第81条及び第86条（区選挙管理委員に係る請求を除く。）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第８条に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に８分の１を乗じて得た数と40万に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数
266,518 人

４　地方自治法第80条及び第86条（区選挙管理委員に係る請求に限る。）に規定する選挙権を有する者の総数の３分の１の数

東　区	89,499 人
博多区	69,544 人
中央区	57,044 人
南　区	73,880 人
城南区	35,620 人
早良区	61,066 人
西　区	57,397 人

（理由）
地方自治法第74条第５項、第75条第６項、第76条第４項、第80条第４項、第81条第２項及び第86条第４項、市町村の合併の特例に関する法律第５条第30項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第８条第２項の規定による。

（参 考）

1　直接請求の内容について

（1）地方自治法第74条
　　条例の制定又は改廃の請求（1/50）

（2）地方自治法第75条
　　監査請求（1/50）

（3）地方自治法第76条
　　議会の解散請求（80万を超える数×1/8＋40万×1/6＋40万×1/3）

（4）地方自治法第80条
　　議員の解職請求（1/3）

（5）地方自治法第81条
　　長の解職請求（80万を超える数×1/8＋40万×1/6＋40万×1/3）

（6）地方自治法第86条
　①　副市長、市選挙管理委員、監査委員の解職請求
　　（80万を超える数×1/8＋40万×1/6＋40万×1/3）
　②　区選挙管理委員の解職請求（1/3）

（7）市町村の合併の特例に関する法律第４条及び第５条
　①　合併協議会の設置の請求（1/50）
　②　合併協議会設置のための投票の実施の請求（1/6）

（8）地方教育行政の組織及び運営に関する法律第８条
　　教育長、教育委員の解職請求（80万を超える数×1/8＋40万×1/6＋40万×1/3）

2　計算式

1について

全　市	1,332,139	× 1/50	＝	26,642.78	→	26,643

2について

全　市	1,332,139	× 1/6	＝	222,023.16	→	222,024

3について

全　市	(1,332,139	－ 800,000)× 1/8	＋ 400,000 × 1/6			
	＋ 400,000	× 1/3	＝	266,517.37	→	266,518

4について

東　区	268,496	× 1/3	＝	89,498.66	→	89,499
博多区	208,630	× 1/3	＝	69,543.33	→	69,544
中央区	171,130	× 1/3	＝	57,043.33	→	57,044
南　区	221,639	× 1/3	＝	73,879.66	→	73,880
城南区	106,858	× 1/3	＝	35,619.33	→	35,620
早良区	183,196	× 1/3	＝	61,065.33	→	61,066
西　区	172,190	× 1/3	＝	57,396.66	→	57,397

※　端数は切り上げる。

報告事項１

令和８年９月１日現在　選挙人名簿登録者数について（定時）

（単位：人）

区　分	６月１日現在選挙人名簿登録者数（a）	令和８年６月２日以降の抹消者数							移替えによる増加数（c）	移替えによる減少数（d）	６月２日以降補正登録者数（e）	今回の新規登録者数（f）	令和８年９月１日現在選挙人名簿登録者数 (g)=(a)-(b)+(c)-(d)+(e)+(f)			前回登録に対する増減数 (g)-(a)
		７月17日区委員会議決分	８月20日区委員会議決分	９月１日区委員会議決分				抹消者の合計（b）					男	女	合計(g)	
					死亡者	市外転出後４箇月経過者	在外登録移転者									
東　区	267,499	1,080	2,463	1,463	103	1,360	0	5,006	998	928	0	5,933	128,420	140,076	268,496	997
博多区	207,177	1,200	2,508	1,611	84	1,527	0	5,319	1,464	1,651	0	6,959	99,648	108,982	208,630	1,453
中央区	170,562	766	1,774	1,230	60	1,170	0	3,770	1,274	1,592	0	4,656	74,759	96,371	171,130	568
南　区	220,892	813	1,870	954	80	874	0	3,637	1,254	1,042	0	4,172	101,592	120,047	221,639	747
城南区	106,479	407	966	505	60	445	0	1,878	742	711	0	2,226	49,821	57,037	106,858	379
早良区	182,975	580	1,618	806	97	709	0	3,004	1,064	975	0	3,136	84,530	98,666	183,196	221
西　区	171,896	623	1,826	859	96	763	0	3,308	879	776	0	3,499	80,454	91,736	172,190	294
市合計	1,327,480	5,469	13,025	7,428	580	6,848	0	25,922	7,675	7,675	0	30,581	619,224	712,915	1,332,139	4,659

報告事項２

在外選挙人名簿登録者数について

８月21日～９月７日区委員会議決分

区　　分	前回 登録者数	前回以降の 新規登録者数	前回以降の 登録移転者数	前回以降の 抹消者数	今回 登録者数
東　　区	148	0	0	1	147
博 多 区	111	0	0	0	111
中 央 区	167	0	0	2	165
南　　区	171	1	0	0	172
城 南 区	85	0	0	0	85
早 良 区	140	0	0	0	140
西　　区	101	0	0	0	101
福岡市計	**923**	**1**	**0**	**3**	**921**

報告事項３

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

令和12年６月30日を有効期限とする政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示として用いる証票を前回報告以後下記のとおり交付した。

記

交付数

１　市議会議員選挙

（1）候補者等用　　４人（全交付数　61人）

（2）後援団体用　　５団体（全交付数　61団体）

２　市長選挙

（1）候補者等用　　０人（全交付数　０人）

（2）後援団体用　　０団体（全交付数　０団体）

報告事項４　公職選挙法等の一部改正について

総行選第６４号
総情適第３１号
令和８年７月１７日

各都道府県知事
各都道府県選挙管理委員会委員長
各指定都市市長
各指定都市選挙管理委員会委員長
殿

総務大臣

公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律の公布について（通知）

今国会において成立をみた公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第58号。以下「改正法」といいます。）が本日公布され、令和９年３月１日から施行されます。

選挙におけるＳＮＳの利用の在り方については、議員立法による公職選挙法の一部を改正する法律（令和７年法律第19号）附則第３項において、「選挙に関するインターネット等の利用の状況（略）その他の最近における選挙をめぐる状況に対応するための施策の在り方については、引き続き検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」と規定されました。その後、衆参各会派を代表する議員で構成される「選挙運動に関する各党協議会」において、選挙におけるＳＮＳ利用の在り方について議論が行われました。改正法は、昨年の参議院議員通常選挙や、今年の衆議院議員総選挙における状況も踏まえ、この各党協議会において取りまとめられた内容が法制化されたものです。

貴職におかれましては、改正法の内容を十分御理解いただくとともに、改正後の公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」といいます。）の運用に遺漏のな

いよう、下記事項に御留意いただくようお願いします。また、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会委員長に対しても、この旨周知いただくようお願いします。

記

第１　公職選挙法の一部改正

１　電子メールを利用する方法による文書図画の頒布に係る規制の廃止

インターネット等を利用する方法による選挙運動又は当選を得させないための活動に使用する文書図画の頒布に係る規制のうち、電子メールを利用する方法による文書図画の頒布に係る送信主体の制限等の規制を廃止し、現行のウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布に係る規制に統一するものとされたこと。（改正法による改正後の公選法（以下「新公選法」という。）第 142 条の４及び第 142 条の５第２項関係）

２　インターネット等を利用する方法により人工知能関連技術を利用して作成された画像等が掲載された文書図画を頒布する者の表示義務

人工知能関連技術を利用して作成され又は改変された画像又は映像（その改変の内容が社会通念に照らして軽微であるもの又は実際に撮影されたものと誤認されるおそれのないものを除く。）が掲載された次に掲げる文書図画をインターネット等を利用する方法により頒布する者は、当該画像又は映像が人工知能関連技術を利用して作成され又は改変されたものである旨が、当該文書図画に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に正しく表示されるようにしなければならないものとされたこと。（新公選法第 142 条の５関係）

・　選挙運動のために使用する文書図画
・　当選を得させないための活動に使用する文書図画であって、選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間に頒布されるもの

３　選挙に関しインターネット等を利用する者の責務

選挙に関しインターネット等を利用する者は、公職の候補者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にして選挙の公正を害することがないようにしなければならないものとされたこと。（新公選法第 142 条の７第１項関係）

第２　特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）の一部改正

１　大規模特定電気通信役務提供者が講ずべき選挙の公正に対する悪影響を軽減するための措置（改正法による改正後の特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（以下「新情報流通プラットフォーム対処法」という。）第 27 条の２関係）

⑴　大規模特定電気通信役務提供者は、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通のうち、法令に違反する情報の流通、虚偽の情報の流通、事実をゆがめた情報の流通その他の選挙の公正を害するおそれのある情報の流通による悪影響を軽減するため、当該大規模特定電気通信役務の特性に応じ、必要な措置を講じなければならないものとされたこと。

⑵　総務大臣は、⑴に基づき大規模特定電気通信役務提供者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施に資するために必要な指針を定めるものとするものとされたこと。

⑶　総務大臣は、⑵の指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとされたこと。

２　大規模特定電気通信役務提供者の公表事項の追加（新情報流通プラットフォーム対処法第 28 条第５号関係）

大規模特定電気通信役務提供者が毎年１回公表しなければならない事項に、１⑴の措置の実施状況を追加するものとされたこと。

３　その他

大規模特定電気通信役務提供者の指定等に関し所要の規定の整備を行うものとされたこと。

第３　施行期日等

１　施行期日

改正法は、令和９年３月１日から施行するものとされたこと。ただし、３の一部及び４は、公布の日から施行するものとされたこと。（改正法附則第１条関係）

２　適用区分

新公選法の規定は、改正法の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、改正法の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によるものとされたこと。（改正法附則第２条関係）

３　経過措置

大規模特定電気通信役務提供者の指定、罰則等に関し、所要の経過措置を設けるものとされたこと。（改正法附則第３条から第６条まで関係）

４　検討

⑴　インターネットを利用する方法による在外投票の導入については、在外投票における郵便等投票の状況を踏まえつつ、選挙の公正を確保する観点から、投票をしようとする選挙人が本人であるかどうかの確認を確実に行うための手段に係る事項、選挙人が投票に用いる電子計算機の映像面において公職の候補者に関し表示すべき事項及びその表示の方法その他の必要な事項について、この法律の公布後１年を目途として検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとするものとされたこと。（改正法附則第８条第１項関係）

⑵　選挙運動のためにする街頭演説その他公職の候補者等（公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）をいう。）が実施する演説を妨げる行為に対応するための施策の在り方については、政治活動の自由に配慮しつつ、当該演説が選挙人の意思決定等のための重要な機会であることに鑑み、その機会を保障する観点から、引き続き検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとするものとされたこと。（改正法附則第８条第２項関係）

以上

公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律　概要

公職選挙法の一部改正関係

(1)電子メールを利用する方法による文書図画の頒布に係る規制の廃止

電子メールを利用する方法に固有の規制（送信主体の制限等）を廃止し、現行のウェブサイト等を利用する方法に係る規制に統一する。

(2)インターネット等を利用する方法によりＡＩを利用して作成された画像等が掲載された文書図画を頒布する者の表示義務

インターネット等を利用する方法により頒布されるＡＩを利用して作成・改変された画像又は映像(※)が掲載された文書図画には、その旨を表示しなければならない。

※改変が社会通念上軽微なもの、イラスト・アニメーションなど実際に撮影されたものと誤認されるおそれのないものは対象外

(3)選挙に関しインターネット等を利用する者の責務

選挙に関しインターネット等を利用する者は、公職の候補者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にして選挙の公正を害することがないようにしなければならない。

情報流通プラットフォーム対処法の一部改正関係

(1)大規模特定電気通信役務提供者が講ずべき選挙の公正に対する悪影響を軽減するための措置

①大規模特定電気通信役務提供者は、選挙の公正を害するおそれのある情報の流通による悪影響を軽減するため、当該大規模特定電気通信役務の特性に応じ、必要な措置を講じなければならない。

②総務大臣は、①の大規模特定電気通信役務提供者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施に資するために必要な指針を定め、公表するものとする。

(2)大規模特定電気通信役務提供者の公表事項の追加

大規模特定電気通信役務提供者が毎年１回公表すべき事項として、(1)①の選挙の公正に対する悪影響を軽減するための措置の実施状況を追加する。

附則関係

(1)施行期日：令和９年３月１日

(2)以下の項目についての検討条項

①在外インターネット投票の導入

この法律の公布後１年を目途に検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

②街頭演説の実施を妨げる行為に対応するための施策の在り方

報告事項５　日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正について

総行選第７３号
令和８年７月３１日

各都道府県知事
各都道府県選挙管理委員会委員長
各指定都市市長
各指定都市選挙管理委員会委員長
殿

総務大臣

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律の施行について（通知）

第221回国会において成立をみた日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、令和８年法律第73号をもって、本日公布されました。

今回の日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）の改正は、令和元年及び令和４年に行われた、投票環境整備に関する３項目（開票立会人の選任に係る規定の整備、投票立会人の選任要件の緩和及びＦＭ放送の放送設備による憲法改正案の広報のための放送の追加）についての公職選挙法（昭和25年法律第100号）の改正と同様の改正を行うものです。

貴職におかれましては、改正法の内容を十分御理解されるとともに、改正法による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律（以下「新法」という。）の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、改正法の施行に伴い、日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成22年政令第135号）等について所要の改正を行うこととしており、その内容については、別途通知する予定です。

記

第１　開票立会人の選任に係る規定の整備

開票日に近接して現地で開票所を設ける場合の開票立会人の選任に係る規定を整備すること。（新法第 76 条関係）

１　政党等は、開票立会人を、開票区の投票人名簿に登録された者に限らず、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の投票人名簿に登録された者の中から届け出ることができるものとすること。

２　都道府県の選挙管理委員会が市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設ける場合において、当該開票区を国民投票の期日前２日から国民投票の期日の前日までの間に設けたときは市町村の選挙管理委員会において、当該開票区を国民投票の期日以後に設けたときは開票管理者において、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の投票人名簿に登録された者の中から３人以上 10 人以下の開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならないものとすること。

第２　投票立会人の選任要件の緩和

市町村の選挙管理委員会は、投票立会人を、投票区の投票人名簿に登録された者に限らず、国民投票の投票権を有する者の中から選任することができるものとすること。（新法第 49 条関係）

第３　ＦＭ放送の放送設備による憲法改正案の広報のための放送の追加

現行のＡＭ放送（中波放送）の放送設備に加えて、ＦＭ放送（超短波放送）の放送設備によっても憲法改正案の広報のための放送をすることができるものとすること。（新法第 106 条第１項関係）

第４　施行期日等

１　公布の日から起算して３月を経過した日（令和８年 10 月 31 日）から施行するものとされたこと。（改正法附則第１条関係）

２　新法の規定（新法第 106 条第１項の規定を除く。）は、改正法の施行の日（以下「施行日」という。）以後に投票人名簿の登録基準日がある国民投票について適用し、施行日前に登録基準日がある国民投票については、なお従前の例によるものとされたこと。（改正法附則第２条第１項関係）

3　新法第106条第１項の規定は、施行日以後に憲法改正発議日がある国民投票について適用し、施行日前に憲法改正発議日がある国民投票については、なお従前の例によるものとされたこと。（改正法附則第２条第２項関係）

4　その他所要の規定の整備がされたこと。

以上

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律 概要
（投票環境整備のための累次の公選法改正並びのもの）

➢ 令和元年及び令和４年の公職選挙法の改正により、投票環境整備のための法整備がなされている。

〔令和元年の公選法改正（令和元年法律第１号） 令和元年５月８日成立（全会一致）
令和４年の公選法改正（令和４年法律第 16 号） 令和４年３月 31 日成立（全会一致※）〕
（※ 本会議では、れ新のみ反対）

➢ これに伴い、憲法改正国民投票法についても、既に公職選挙法でとられている投票環境整備に関する「３項目」につき、同様の規定の整備を行うこととする。

【令和元年の公選法改正関係】

① 開票立会人の選任に係る規定の整備

平成 29 年の衆議院議員総選挙において、悪天候で離島から投票箱を運べなかった事例を踏まえ、安全・迅速な開票の観点から、開票日に近接して現地で開票所を設ける場合の開票立会人の選任に係る規定を整備する

- ✓ 開票日に近接して現地で開票所を設けることとなった場合の開票立会人の選任規定を追加
- ✓ あわせて、開票立会人の選任要件を緩和
 （各開票区の投票人名簿登録者 ⇒ 開票区を含む市町村の投票人名簿登録者）

② 投票立会人の選任要件の緩和

投票所の円滑な設置・運営を図るため、投票立会人の選任要件を緩和する

- ✓ 各投票区の投票人名簿登録者 ⇒ 投票権を有する者

【令和４年の公選法改正関係】

③ FM放送の放送設備による憲法改正案の広報のための放送の追加

基幹放送事業者におけるＡＭ放送（中波放送）のＦＭ放送（超短波放送）への転換に伴い、ＦＭの放送設備でも憲法改正案の広報のための放送をすることを可能とする

施行期日

公布の日から起算して３月を経過した日